



教義第 8 1 1 号

令和 2 年（2020 年）12 月 15 日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、県内において新規感染者が急増しており、県のリスクレベルは「レベル 5 厳戒警報」へ引き上げられています。

また、学校においても、感染者が複数名発生している状況にあります。

今後、寒さも本格化し、感染拡大防止に対する十分な備えが必要な時期を迎えるに当たり、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。

つきましては、この現状を踏まえ、令和 2 年 12 月 3 日付け教体第 787 号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2020. 12. 3 Ver. 5）」に基づく感染症対策の徹底について、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知いただくとともに、特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともにその状況を十分把握するよう指導をお願いします。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知するよう指導をお願いします。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 2 県リスクレベルがレベル 4 以上の際には、県基準により同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 3 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録等を行う等、自身の健康観察に努めるよう、再度徹底すること。また、担任は、登校時の健康観察を徹底すること。
- 4 校内における 3 つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気の徹底（常時換気が困難な場合は 30 分に 1 回以上数分間程度窓を全開にする）、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 5 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることが想定されることを踏まえて、各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（文部科学省マニュアル P 46 参照）は避けること。特に、濃厚接触者と認定されたら 14 日間の自宅待機になることを再確認すること。
- 6 フェイスシールド・マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことから、飛沫感染防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離（2 m 以上）

を十分にとることを徹底すること。

- 7 休み時間の児童生徒等同士の接触やトイレ等での感染防止対策についても十分留意すること。また、昼食時においては、飛沫を受けないような席の配置（向かい合わせでの食事を行わない等）や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。
- 8 休日においては、不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 9 寮（寄宿舎）における生活についても、1日に少なくとも2回（朝と夕）の検温等の健康観察、食事や入浴時の留意事項の徹底等、感染防止対策に努めること。
- 10 修学旅行においては、感染状況等を踏まえ、児童生徒の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、学校や学校の設置者において適切に判断すること。

なお、県外への移動を伴う修学旅行以外の活動等については、文部科学省衛生管理マニュアルに従って対応すること。

- 11 部活動については、連続した練習時間はできる限り短くするとともに、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。また、飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。さらに、特にリスクの高い「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」等は一時的に控えるなど、適切に対応すること。
- 12 特別支援学校及び特別支援学級等における自立活動等においては、教師と児童生徒等や児童生徒同士等が接触するなどの感染リスクが高い活動を避け、個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。（令和2年5月15日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校再開に係る運営上の対応チェックリスト」を参照のこと。）

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
熊本県教育庁市町村教育局
義務教育課 鈴嶋、松山
096-333-2689
- 特別支援学校に関すること
熊本県教育庁県立学校教育局
特別支援教育課 宮本、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
熊本県教育庁県立学校教育局
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712